

※ご案内は裏面にもございますのでご注意ください。

## 寄附金税額控除に係る申告特例申請(ワンストップ特例)書記載方法について

この度はふるさと麻績村応援寄付金にお申し出いただきありがとうございました。

同封いたしましたワンストップ特例申請書の記載方法につきまして下記ご確認ください。

(① から⑩まで記入をお願いします。)

提出日(記入した日)

氏名・フリガナ・印

住民税納付先である  
住民票のある住所

マイナンバーを記載

性別・生年月日

日中連絡のつく電話番号

寄付をした日付。  
クレジットカード決済の場合は  
お申込日、銀行振込の場合は、  
お支払い日となります

確定申告をしないこと  
の確認にチェック

ワンストップ特例申請が5自治  
体以内である確認にチェック

④と同様の住所  
②と同様の氏名

寄附分		市町村民税 道府県民税		寄附金税額控除に係る申告特例申請書	
住所	1	整理番号	2	フリガナ	3
電話番号	4	氏名	5	個人番号	6
		性別		生年月日	
				男・大 昭・平	
				女	

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	7
令和 年 月	

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の口をチェックをしてください。

① 地方税法第110条第1項第1号に規定する所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第114条(第1項ただし書を除く。)の規定の適用を受ける者  8

(注) 地方税法第110条第1項第1号に規定する所得税法第120条第1項の規定による申告書とは、(1)及び(2)に該当する者

(1) 地方団体の長(地方自治法第151条第1項第1号に規定する者)が、所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第114条(第1項ただし書を除く。)の規定の適用を受ける者

(2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出(当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。)を要しない者

② ワンストップ特例申請が5自治体以内である確認にチェック  9

(注) 5自治体以内とは、この申請を含め申告特例申請を行う地方団体の長の数

住所	10	氏名	印

受付団体名 麻績村

裏面の「必要添付書類について」をご覧ください

# 必要添付書類について

ワンストップ特例申請書ご返送の際は、

- ① 個人番号確認書類
- ② 本人確認書類

上記2つの確認書類の提出をお願いいたします。

下記書類の中から任意の書類の添付をお願いいたします。

	「個人番号カード」 を持っている人	「通知カード」 を持っている人	「個人番号カード」 「通知カード」 のどちらも無い人
個人番号 確認書類	個人番号カードの <u>裏面</u> のコピー	通知カードのコピー	個人番号が記載された 住民票のコピー
本人確認 書類	個人番号カードの <u>表面</u> のコピー	下記いずれかの身分証のコピー <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転免許証</li> <li>・ 運転経歴証明書</li> <li>・ 旅券（パスポート）</li> <li>・ 身体障害者手帳</li> <li>・ 精神障害者保健福祉手帳</li> <li>・ 療育手帳</li> <li>・ 在留カード</li> <li>・ 特別永住者証明書</li> </ul> ※写真が表示され、氏名、生年月日または住所が確認できるようにコピーする。	下記いずれかの身分証のコピー <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転免許証</li> <li>・ 運転経歴証明書</li> <li>・ 旅券（パスポート）</li> <li>・ 身体障害者手帳</li> <li>・ 精神障害者保健福祉手帳</li> <li>・ 療育手帳</li> <li>・ 在留カード</li> <li>・ 特別永住者証明書</li> </ul> ※写真が表示され、氏名、生年月日または住所が確認できるようにコピーする。

※特例申請をご希望の方は、同封の返信用封筒に

- ①ワンストップ特例申請書②個人番号確認書類③本人確認書類を同封し  
麻績村役場までお送りください。（料金受取人払郵便ですので切手は不要です）

※寄附金控除を適正に受けるため、早めの手続をお願いいたします。

※申告特例申請（ワンストップ特例）の申出を済ませた方で、確定申告を行う場合は申告特例の申出は無効となります。必ず領収書をお持ちいただき、確定申告をおこなうようお願いいたします。

※ご不明点等は麻績村役場 村づくり推進課 ☎0263-67-3001 へお問い合わせください。